

「週休 2 日交替制工事」実施要領

1. 目的

本実施要領は、東京都住宅供給公社(以下、「公社」という。)の発注する工事において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休 2 日交替制工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、受注者が技術者及び技能労働者の休日を任意に設定し、週休 2 日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休 2 日

対象期間において、技術者及び技能労働者が 4 週 8 休以上の休日を交替で確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から工事完了日までの期間をいう。

(3) 従事期間

技術者及び技能労働者が、現場に最初に従事した日から、最後に従事した日までをいう。

なお、期間内に現場に従事しない期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとするほか、受発注者間の協議により、従事期間について適宜設定することができる。

(4) 4 週 8 休以上

従事期間に対する技術者及び技能労働者の休日日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5% (8 日 / 28 日) 以上の水準に達する状態をいう。

(5) 交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が 4 週 8 休以上の休日確保を交替で行ったと認められる状態をいう。

(6) 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請及び下請技術者等のこときをいう。

3. 発注方式

次のいずれかによる発注方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が現場着手前に、発注者に対して週休2日交替制に取り組む旨を協議した上で、取り組む方式

4. 対象工事

工事内容及び施設の実情等により「週休 2 日促進工事」が馴染まない工事を対象とする。なお、適用に当たっては関連工事の施工条件等に留意する。

5. 積算方法等

(1) 補正方法

工事種別ごとに以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格(市場単価以外の材工単価)(以下「市場単価等」という。)の労務費)等を補正する。

① 建築工事・機械設備工事・電気設備工事

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

イ 市場単価等

市場単価等は、表 1 から表 3 の補正係数を乗じ、単価を補正する。なお、機械設備工事および電気設備工事の新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正係数を用いて補正すること。

② 土木・造園工事

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.02 を乗じて補正する。

イ 市場単価等

市場単価等は、表 4-1、4-2、4-3 の補正係数を乗じて補正する。

ウ 現場管理費率

現場管理費率は、補正係数 1.01 を乗じて補正する。

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式の場合

4 週 8 休以上を前提に、(1)により労務費等を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。交替制の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合、工事請負契約書第 23 条の規定に基づき契約金額のうち労務費等補正分を減額変更する。

② 受注者希望方式の場合

発注者は、週休 2 日交替制工事の実施について、遅くとも現場着手日までに、受注者に意向を確認する。受注者が希望した場合は、週休 2 日交替制工事の対象とし、週休 2 日の達成状況に応じて(1)により労務費等補正分を増額変更する。

6. 入札条件等

発注方式や対象工事である旨等の明示は、設計説明書に記載する。

7. 交替制の確認方法等

- (1) 監督員は、受注者が休日に現場作業をする場合は、「休日等の工事施工届」により休日作業に従事する技術者及技能労働者と振替休日を確認する。
- (2) 「休日等の工事施工届」に振替休日の記載が無い場合は、受注者は工事の進捗に合わせ適宜、技術者及び技能労働者の休日確保状況及び休日率を監督員へ報告する。

8. 留意事項

- (1) 交替制の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (3) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないよう、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。
- (4) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が不在となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (5) 週休2日交替制工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日交替制工事である旨を現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。
- (6) 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。
- (7) 工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日交替制工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等(下請との契約書の写し、下請契約の見積書等)により監督員が確認する。

附則(令和7年10月31日付7技管技第128号)

本実施要領は、令和8年4月1日以降に契約する案件に適用する。

表 1 市場単価等の補正率(建築工事)

工種	補正係数
仮設工事	1.03
土工事	1.03
地業工事	1.03
鉄筋工事	1.04
コンクリート工事	1.04
型枠工事	1.03
鉄骨工事	1.04
既製コンクリート	1.03
防水工事	1.02
防水工事(シーリング)	1.04
石工事	1.02
タイル工事	1.03
木工事	1.02
屋根及びとい	1.02
金属工事	1.02
左官工事(仕上げ塗材仕上)	1.04
左官工事(仕上げ塗材仕上以外)	1.04
建具(ガラス)	1.02
建具(シーリング)	1.04
塗装工事	1.04
内外装工事	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	1.02
ユニットその他	1.01
排水工事	1.03
舗装工事	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03
解体工事	1.03
解体工事(内装材)	1.05
撤去工事	1.05

表 2 市場単価等の補正率(電気設備工事)

工 種	摘 要	新営補正係数	執務並行改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ポンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表 3 市場単価等の補正率(機械設備工事)

工 種	摘 要	新営補正係数	執務並行改修 補正係数
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25

表 4-1 市場単価方式による補正係数(土木・造園工事)

工種	区分	補正係数
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付杵工		1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01
道路植栽工	植樹	1.02
	剪定	1.02
公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.00
グルーピング工		1.00
軟弱地盤処理工		1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01

表 4-2 土木工事標準単価による補正係数(土木・造園工事)

工種	区分	補正係数
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含侵工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエスチル樹脂)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームプラスト工		1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02

表 4-3 下水道標準単価による補正係数(土木・造園工事)

工種	区分	補正係数
硬質塩化ビニル管設置工		1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01
砂基礎工	人力施工	1.02
	機械施工	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02
	機械施工	1.02
組立マンホール設置工	設置	1.01
小型マンホール設置工	設置	1.00
取付管およびます設置工	ます設置	1.00
	取付管・支管	1.01